

新 認証審査手数料収納等取扱要領					旧 認証審査手数料収納等取扱要領				
第1条 (略)					第1条 (略)				
(手数料の収納等)					(手数料の収納等)				
第2条 規程第2条第1号の審査試験項目と審査部試験項目との対応関係は、自動車審査 試験項目 (特定共通構造部の指定にあつては「特定共通構造部審査試験項目」とする) に係るものについては別表1に定めるとおりとし、特定装置審査試験項目に係るものについては別表2に定めるとおりとする。 <u>特定改造等自動車審査試験項目のうちサイバーセキュリティ業務管理システムに係る試験項目については別表3に定めるとおりとし、プログラム等改変業務管理システムに係る試験項目については別表4に定めるとおりとする。</u>					第2条 規程第2条第1号の審査試験項目と審査部試験項目との対応関係は、自動車審査 試験項目 (特定共通構造部の指定にあつては「特定共通構造部審査試験項目」とする) に係るものについては別表1に定めるとおりとし、特定装置審査試験項目に係るものについては別表2に定めるとおりとする。				
第3条 (略)					第3条 (略)				
別表1					別表1				
(単位：万円)					(単位：万円)				
道路運送車両法関係手数料規則(平成28年国土交通省令第十七号)別表第一に掲げる号	自動車審査試験項目		審査部試験項目	参考(自動車審査試験項目別費用額)	道路運送車両法関係手数料規則(平成28年国土交通省令第十七号)別表第一に掲げる号	自動車審査試験項目		審査部試験項目	参考(自動車審査試験項目別費用額)
2~12 (略)					2~12 (略)				
13	(略)	TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08モード)	(略)	13	(略)	TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08モード)	(略)

新					旧				
		TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTC モード)				TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTC モード)	
		TRIAS 08-006-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード)				TRIAS 08-006-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード)	
		TRIAS 08-007-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード計算法対応)				TRIAS 08-007-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード計算法対応)	
		TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTC モード)				TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTC モード)	
		TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)				TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)	
		<u>TRIAS 08-J041(3)-02</u>	電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード)				<u>TRIAS 08-J041(3)-01</u>	電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード)	
		TRIAS 08-J041(4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)				TRIAS 08-J041(4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)	
14～26 (略)					14～26 (略)				
27	(略)	TRIAS 11(2)-J007R018R116-01	四輪自動車等の施錠装置試験	(略)	27	(略)	TRIAS 11(2)-J007R018R116-01	四輪自動車等の施錠装置試験	(略)
		<u>TRIAS 11(2)-R062-01</u>	<u>二輪自動車等の施錠装置試験 (協定規則第 62 号)</u>				<u>TRIAS 11(2)-J008R062-02</u>	<u>二輪自動車等の施錠装置試験</u>	
		TRIAS 11(2)-R161-01	施錠装置試験 (協定規則第 161 号)				TRIAS 11(2)-R161-01	施錠装置試験 (協定規則第 161 号)	
28～79 (略)					28～79 (略)				
<u>80</u>	<u>保安基準第十八条の二第一項に定める基準のうち、側面保護装置に係る試験</u>	<u>TRIAS 18(2)-R073(1)-00</u>	<u>側面保護装置試験 (協定規則第 73 号 (単品))</u>	<u>28.1</u>	<u>(新設)</u>				
<u>81</u>	<u>保安基準第十八条の二第二項に定める基準のうち、側</u>	<u>TRIAS 18(2)-R073(2)-00</u>	<u>側面保護装置試験 (協定規則第 73 号 (車両))</u>	<u>28.1</u>					

新					旧				
	面保護装置取付装置に係る試験								
<u>82～148 (略)</u>					<u>80～146 (略)</u>				
<u>149</u>	保安基準第四十条の二第二項に定める基準に係る試験	<u>TRIAS 40(2)-R148-01</u>	信号灯火試験 (協定規則第148号 (車両後退表示投影装置))	<u>28.1</u>	<u>(新設)</u>				
<u>150～164 (略)</u>					<u>147～161 (略)</u>				
<u>165</u>	(略)	<u>TRIAS 44-R046(1)-03</u>	後写鏡等試験 (協定規則第46号)	(略)	<u>162</u>	(略)	<u>TRIAS 44-R046(1)-02</u>	後写鏡等試験 (協定規則第46号)	(略)
		TRIAS 44-J080-01	車室内後写鏡の衝撃緩和試験				TRIAS 44-J080-01	車室内後写鏡の衝撃緩和試験	
		TRIAS 44-J079-01	衝撃緩和式後写鏡試験				TRIAS 44-J079-01	衝撃緩和式後写鏡試験	
<u>166 (略)</u>					<u>163 (略)</u>				
<u>167</u>	(略)	<u>TRIAS 44-R046(1-2)-03</u>	後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置 (協定規則第46号)	(略)	<u>164</u>	(略)	<u>TRIAS 44-R046(1-2)-02</u>	後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置 (協定規則第46号)	(略)
<u>168</u>	(略)	TRIAS 44-001-01	後写鏡等の視界試験	(略)	<u>165</u>	(略)	TRIAS 44-001-01	後写鏡等の視界試験	(略)
		TRIAS 44-J083R081-01	二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験				TRIAS 44-J083R081-01	二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験	
		<u>TRIAS 44-R046(2)-04</u>	後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験 (協定規則第46号)				<u>TRIAS 44-R046(2)-03</u>	後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験 (協定規則第46号)	
<u>169～179 (略)</u>					<u>166～176 (略)</u>				
(注1)	(略)				(注1)	(略)			
(注2)	(略)				(注2)	(略)			
下表に掲げる自動車審査試験項目にあつては、保安基準第58条の規定により適用関係の整理が行われた規定を準用する。				(単位：万円)	下表に掲げる自動車審査試験項目にあつては、保安基準第58条の規定により適用関係の整理が行われた規定を準用する。				(単位：万円)
道路運送車両法関係手数料規則 (平成	自動車審査試験項目	審査部試験項目	参考 (自動車審査試験項目別費用額)		道路運送車両法関係手数料規則 (平成	自動車審査試験項目	審査部試験項目	参考 (自動車審査試験項目別費用額)	

新				旧			
28年国土交通省令第十七号)別表第一に掲げる号				28年国土交通省令第十七号)別表第一に掲げる号			
22 (略)				22 (略)			
29 (略)				29 (略)			
31 (略)				31 (略)			
35 (略)				35 (略)			
38 (略)				38 (略)			
49 (略)				49 (略)			
78 (略)				78 (略)			
86 (略)				86 (略)			
89 (略)				89 (略)			
97 (略)				97 (略)			
105 (略)				105 (略)			
108 (略)				108 (略)			
109 (略)				109 (略)			
113 (略)				113 (略)			
114 (略)				114 (略)			
119 (略)				119 (略)			
162 (略)				162 (略)			
174 (略)				174 (略)			
自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合の適用表 (単位:万円)				自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合の適用表 (単位:万円)			
道路運送車両法関係手数料規則 (平成28年国土交通	自動車審査試験項目	審査部試験項目	参考 (自動車審査試験項目別費用額)	道路運送車両法関係手数料規則 (平成28年国土交通	自動車審査試験項目	審査部試験項目	参考 (自動車審査試験項目別費用額)

新				旧				
省令第十七号) 別表第一に掲げる号				省令第十七号) 別表第一に掲げる号				
11 及び 13	(略)	TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTCモード)	(略)	(略)	TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTCモード)	(略)
		TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08モード)			TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08モード)	
		TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTCモード)			TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTCモード)	
		TRIAS 08-003-02	燃料消費率試験 (重量車)			TRIAS 08-003-02	燃料消費率試験 (重量車)	
		TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)			TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)	
		TRIAS 08-J041(1)-01	重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)			TRIAS 08-J041(1)-01	重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)	
		TRIAS 08-004-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (システムベンチ)			TRIAS 08-004-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (システムベンチ)	
		TRIAS 08-005-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (HILS システム)			TRIAS 08-005-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (HILS システム)	
		TRIAS 08-J041(2)-01	電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)			TRIAS 08-J041(2)-01	電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)	
		TRIAS 08-J041(4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)			TRIAS 08-J041(4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)	
	(略)	TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08モード)	(略)	(略)	TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08モード)	(略)
		TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTCモード)			TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTCモード)	
		TRIAS 08-006-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード)			TRIAS 08-006-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード)	

新				旧				
		TRIAS 08-007-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード計算法対応)			TRIAS 08-007-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード計算法対応)	
		TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTC モード)			TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTC モード)	
		TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)			TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)	
		<u>TRIAS 08-J041(3)-02</u>	電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード)			<u>TRIAS 08-J041(3)-01</u>	電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード)	
		TRIAS 08-J041(4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)			TRIAS 08-J041(4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)	
11、13 及び 108	(略)	TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTC モード)	(略)	11、13 及び 108	TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTC モード)	(略)
		TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08 モード)			TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08 モード)	
		TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTC モード)			TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTC モード)	
		TRIAS 08-003-02	燃料消費率試験 (重量車)			TRIAS 08-003-02	燃料消費率試験 (重量車)	
		TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)			TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)	
		TRIAS 08-J041(1)-01	重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)			TRIAS 08-J041(1)-01	重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)	
		TRIAS 08-004-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (システムベンチ)			TRIAS 08-004-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (システムベンチ)	
		TRIAS 08-005-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (HILS システム)			TRIAS 08-005-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (HILS システム)	
		TRIAS 08-J041(2)-01	電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)			TRIAS 08-J041(2)-01	電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)	
		TRIAS 08-J041(4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消			TRIAS 08-J041(4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消	

新				旧			
(略)			费率及び電力消費率試験 (JH25 モード)	(略)			费率及び電力消費率試験 (JH25 モード)
		TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08 モード)			TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験 (JC08 モード)
		TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTC モード)			TRIAS 08-002-04	燃料消費率試験 (WLTC モード)
		TRIAS 08-006-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード)			TRIAS 08-006-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード)
		TRIAS 08-007-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード計算法対応)			TRIAS 08-007-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08 モード計算法対応)
		TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTC モード)			TRIAS 08-J042GTR015-02	燃料消費率試験 (WLTC モード)
		TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)			TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験 (協定規則第 154 号)
		<u>TRIAS 08-J041 (3)-02</u>	電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード)			<u>TRIAS 08-J041 (3)-01</u>	電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード)
(略)		TRIAS 08-J041 (4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)		TRIAS 08-J041 (4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)	
		TRIAS 31-J041 (1)-02	重量車排出ガス試験 (JE05 モード)		TRIAS 31-J041 (1)-02	重量車排出ガス試験 (JE05 モード)	
		TRIAS 31-J041 (2)-01	電気ハイブリッド重量車排出ガス試験 (システムベンチ)		TRIAS 31-J041 (2)-01	電気ハイブリッド重量車排出ガス試験 (システムベンチ)	
		TRIAS 31-J042 (2)-03	軽・中量車排出ガス試験 (JC08H+JC08C モード)		TRIAS 31-J042 (2)-03	軽・中量車排出ガス試験 (JC08H+JC08C モード)	
		TRIAS 31-J042 (3)-03	軽・中量車排出ガス試験 (JC08H+JC08C モード (ポスト新長期対応))		TRIAS 31-J042 (3)-03	軽・中量車排出ガス試験 (JC08H+JC08C モード (ポスト新長期対応))	
		TRIAS 31-J042 (4)-03	軽・中量車排出ガス試験 (WLTC モード)		TRIAS 31-J042 (4)-03	軽・中量車排出ガス試験 (WLTC モード)	

新				旧			
		TRIAS 31-J042GTR015-02	軽・中量車排出ガス試験 (WLTC モード)			TRIAS 31-J042GTR015-02	軽・中量車排出ガス試験 (WLTC モード)
		TRIAS 31-J042R154-05	軽・中量車排出ガス試験 (協定規則第 154 号)			TRIAS 31-J042R154-05	軽・中量車排出ガス試験 (協定規則第 154 号)
		TRIAS 31-J044(2)-01	二輪車排出ガス試験 (WMTC)			TRIAS 31-J044(2)-01	二輪車排出ガス試験 (WMTC)
		TRIAS 31-J044GTR002-01	二輪車排出ガス試験 (世界統一技術規則第 2 号 (WMTC))			TRIAS 31-J044GTR002-01	二輪車排出ガス試験 (世界統一技術規則第 2 号 (WMTC))
		TRIAS 31-J103-01	ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード 排出ガス試験			TRIAS 31-J103-01	ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード 排出ガス試験
11 及び 108 (略)				11 及び 108 (略)			
15 及び 16 (略)				15 及び 16 (略)			
30、33 及び 34 (略)				30、33 及び 34 (略)			
40、56、66、72、74 及び 172 (略)				40、56、66、72、74 及び 172 (略)			
41、57、67、75 及び 172 (略)				41、57、67、75 及び 172 (略)			
42、58、68、76 及び 172 (略)				42、58、68、76 及び 172 (略)			
43、59、69 及び 77 (略)				43、59、69 及び 77 (略)			
44、60 及び 70 (略)				44、60 及び 70 (略)			
48 及び 49 (略)				48 及び 49 (略)			
75 及び 158 (略)				75 及び 158 (略)			
76 及び 158 (略)				76 及び 158 (略)			
96、97 及び 100 (略)				96、97 及び 100 (略)			
158 及び 172 (略)				158 及び 172 (略)			
別表 2 (単位: 万円)				別表 2 (単位: 万円)			
道路運送車両法関係手数料規則(平成 28 年国土交通省令)	特定装置審査試験項目	審査部試験項目	参考(特定装置審査試験項目別費用額)	道路運送車両法関係手数料規則(平成 28 年国土交通省令)	特定装置審査試験項目	審査部試験項目	参考(特定装置審査試験項目別費用額)

新					旧				
第十七号)別表第二に掲げる号					第十七号)別表第二に掲げる号				
17	(略)	TRIAS 11(2)-J007R018R116-01 <u>TRIAS 11(2)-R062-01</u> TRIAS 11(2)-R161-01	四輪自動車等の施錠装置試験 <u>二輪自動車等の施錠装置試験 (協定規則第 62 号)</u> 施錠装置試験 (協定規則第 161 号)	(略)	17	(略)	TRIAS 11(2)-J007R018R116-01 <u>TRIAS 11(2)-J008R062-02</u> TRIAS 11(2)-R161-01	四輪自動車等の施錠装置試験 <u>二輪自動車等の施錠装置試験</u> 施錠装置試験 (協定規則第 161 号)	(略)
18～47 (略)					18～47 (略)				
48	(略)	<u>TRIAS 17(2)-R156-02</u>	プログラム等改変システム試験 (協定規則第 156 号 (同規則の規則 7.2. に限る。))	(略)	48	(略)	<u>TRIAS 17(2)-R156-01</u>	プログラム等改変システム試験 (協定規則第 156 号 (同規則の規則 7.2. に限る。))	(略)
49～63 (略)					49～63 (略)				
64	保安基準第十八条の二第一項に定める基準のうち、側面保護装置に係る試験	<u>TRIAS 18(2)-R073(1)-00</u>	<u>側面保護装置試験 (協定規則第 73 号 (単品))</u>	28.1	(新設)				
		<u>TRIAS 18(2)-R073(2)-00</u>	<u>側面保護装置試験 (協定規則第 73 号 (車両))</u>						
65	保安基準第十八条の二第二項に定める基準のうち、側面保護装置取付装置に係る試験	<u>TRIAS 18(2)-R073(1)-00</u>	<u>側面保護装置試験 (協定規則第 73 号 (単品))</u>	28.1	(新設)				
		<u>TRIAS 18(2)-R073(2)-00</u>	<u>側面保護装置試験 (協定規則第 73 号 (車両))</u>						
66～127 (略)					64～127 (略)				
128	保安基準第四十条の二第二項に定める基準に係る試験	<u>TRIAS 40(2)-R148-01</u>	<u>信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (車両後退表示投影装置))</u>	28.1	(新設)				
129～140 (略)					128～137 (略)				

新				旧					
<u>141</u>	(略)	<u>TRIAS 44-R046(1)-03</u>	後写鏡等試験 (協定規則第 46 号)	(略)	<u>138</u>	(略)	<u>TRIAS 44-R046(1)-02</u>	後写鏡等試験 (協定規則第 46 号)	(略)
<u>142 (略)</u>				<u>139 (略)</u>					
<u>143</u>	(略)	<u>TRIAS 44-R046(1-2)-03</u>	後写鏡等試験 ミラー以 外の間接視界装置 (協定規則第 46 号)	(略)	<u>140</u>	(略)	<u>TRIAS 44-R046(1-2)-02</u>	後写鏡等試験 ミラー 以外の間接視界装置 (協定規則第 46 号)	(略)
<u>144～152 (略)</u>				<u>141～149 (略)</u>					
(注 1) (略)				(注 1) (略)					
(注 2) (略)				(注 2) (略)					
下表に掲げる特定装置試験項目にあつては、保安基準第 58 条の規定により (単位: 適用関係の整理が行われた規定を準用する。 万円)				下表に掲げる特定装置試験項目にあつては、保安基準第 58 条の規定により (単位: 適用関係の整理が行われた規定を準用する。 万円)					
道路運 送車両 法関係 手数料 規則(平 成 28 年 国土交 通省令 第十七 号)別表 第二に 掲げる 号	特定装置審査 試験項目	審査部試験項目	参 考 (特定 装置審 査試験 項目別 費用 額)	道路運 送車両 法関係 手数料 規則(平 成 28 年 国土交 通省令 第十七 号)別表 第二に 掲げる 号	特定装置審査 試験項目	審査部試験項目	参 考 (特定装 置審査 試験項 目別費 用額)		
13 (略)				13 (略)					
19 (略)				19 (略)					
21 (略)				21 (略)					
25 (略)				25 (略)					
86 (略)				86 (略)					
89 (略)				89 (略)					
90 (略)				90 (略)					
94 (略)				94 (略)					
95 (略)				95 (略)					
99 (略)				99 (略)					
147 (略)				147 (略)					

新				旧			
特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合の適用表 (単位: 万円)				特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合の適用表 (単位: 万円)			
道路運送車両法関係手数料規則(平成28年国土交通省令第十七号)別表第二に掲げる号	特定装置審査試験項目	審査部試験項目	参考 (特定装置審査試験項目別費用額)	道路運送車両法関係手数料規則(平成28年国土交通省令第十七号)別表第二に掲げる号	特定装置審査試験項目	審査部試験項目	参考 (特定装置審査試験項目別費用額)
3、5及び89(略)				3、5及び89(略)			
3及び89(略)				3及び89(略)			
7及び8(略)				7及び8(略)			
20、23及び24(略)				20、23及び24(略)			
28、41、51、58及び145(略)				28、41、51、58及び145(略)			
29、42、52、59及び145(略)				29、42、52、59及び145(略)			
30、43、53、60及び145(略)				30、43、53、60及び145(略)			
31、44、54及び61(略)				31、44、54及び61(略)			
32、45及び55(略)				32、45及び55(略)			
35及び36(略)				35及び36(略)			
59及び134(略)				59及び134(略)			
60及び134(略)				60及び134(略)			
77、78及び81(略)				77、78及び81(略)			
134及び145(略)				134及び145(略)			
別表3 (単位: 万円)				(新設)			

新				旧
<u>道路運送車両法関係手数料規則</u> <u>(平成28年国土交通省令第十七号)別表第三に掲げる号</u>	<u>特定改造等自動車審査試験項目</u>	<u>審査部試験項目</u>	<u>参考</u> <u>(特定改造等自動車審査試験項目別費用額)</u>	
1	<u>開発、製作及び製作後の各過程におけるサイバーセキュリティ管理に係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験</u> <u>(協定規則第 155 号</u> <u>(同規則の規則</u> <u>7.2.2.1. に限る))</u>	<u>21.8</u>
2	<u>申請者の組織内におけるサイバーセキュリティ管理のプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験</u> <u>(協定規則第 155 号</u> <u>(同規則の規則</u> <u>7.2.2.2. (a) に限る))</u>	<u>21.8</u>
3	<u>サイバーセキュリティのリスク特定のプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験</u> <u>(協定規則第 155 号</u> <u>(同規則の規則</u> <u>7.2.2.2. (b) に限る))</u>	<u>50.0</u>
4	<u>サイバーセキュリティのリスク評価のプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験</u> <u>(協定規則第 155 号</u> <u>(同規則の規則</u> <u>7.2.2.2. (c) に限る))</u>	<u>50.0</u>

新				旧			
<u>5</u>	<u>サイバーセキュリティのリスク管理のプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.2.2. (d)に限る））</u>	<u>50.0</u>			
<u>6</u>	<u>自動車に係るサイバーセキュリティの試験のプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.2.2. (e)に限る））</u>	<u>25.0</u>			
<u>7</u>	<u>サイバーセキュリティのリスク評価を最新の状態に保つためのプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.2.2. (f)に限る））</u>	<u>18.7</u>			
<u>8</u>	<u>自動車に対するサイバー攻撃の監視及び検知のプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.2.2. (g)に限る））</u>	<u>18.7</u>			
<u>9</u>	<u>自動車に対するサイバー攻撃に関連する情報提供のプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.2.2. (h)に限る））</u>	<u>18.7</u>			
<u>10</u>	<u>自動車に対するサイバー攻撃対策に係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.2.3. に限る））</u>	<u>15.6</u>			
<u>11</u>	<u>自動車に対するサイバー攻</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験</u>	<u>15.6</u>			

新				旧	
	<u>撃の監視体制に係る試験</u>		<u>(協定規則第 155 号 (同規則の規則 7.2.2.4. に限る))</u>		
<u>12</u>	<u>サイバーセキュリティの確保に係る仕入先、役務提供者、子会社等の管理に係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験 (協定規則第 155 号 (同規則の規則 7.2.2.5. に限る))</u>	<u>31.2</u>	
				(単 位：万 円)	
<u>別表 4</u>					<u>(新設)</u>
<u>道路運送車両法関係手数料規則 (平成 28 年国土交通省令第十七号) 別表第四に掲げる号</u>	<u>特定改造等自動車審査試験項目</u>	<u>審査部試験項目</u>		<u>参 考 (特定改造等自動車審査試験項目別費用額)</u>	
<u>1</u>	<u>プログラム等の適切な管理及び確実な変更のための文書管理に係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.1. に限る))</u>	<u>15.7</u>	
<u>2</u>	<u>プログラム等の更新管理に係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.2. に限る))</u>	<u>18.7</u>	

新				旧			
3	<u>プログラム等の識別番号を割り当てるプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.3.に限る))</u>	<u>15.7</u>			
4	<u>プログラム等の識別番号を更新するプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.4.に限る))</u>	<u>18.7</u>			
5	<u>プログラム等の識別番号を検証するプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.5.に限る))</u>	<u>21.8</u>			
6	<u>改変したプログラム等とその他のプログラム等の相互依存性を特定するプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.6.に限る))</u>	<u>25</u>			
7	<u>プログラム等の改変の対象車両を特定するプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.7.に限る))</u>	<u>21.8</u>			
8	<u>プログラム等の改変と対象車両の互換性を検証するプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.8.に限る))</u>	<u>25.0</u>			
9	<u>プログラム等の改変により対象車両の保安基準適合性に影響が生じるかどうかを</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.9.に限る))</u>	<u>25.0</u>			

新					旧				
	<u>評価するプロセスに係る試験</u>								
<u>10</u>	<u>プログラム等の改変が対象車両の機能に影響を及ぼすかどうかを特定するプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.10.に限る))</u>	<u>25.0</u>					
<u>11</u>	<u>プログラム等の改変が対象車両の安全性に影響を及ぼすかどうかを特定するプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.11.に限る))</u>	<u>25.0</u>					
<u>12</u>	<u>自動車の使用者に対してプログラム等の改変に関する情報を通知するプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.12.に限る))</u>	<u>10.9</u>					
<u>13</u>	<u>プログラム等の識別番号に関する情報を提供するプロセスに係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.1.13.に限る))</u>	<u>10.9</u>					
<u>14</u>	<u>プログラム等の改変のプロセスに関する情報の記録及び保管に係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.2.1.に限る))</u>	<u>21.8</u>					
<u>15</u>	<u>プログラム等の改変前及び</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定</u>	<u>21.8</u>					

新				旧			
	変更後のプログラム等の構成に関する情報の記録及び管理に係る試験		規則第 156 号(同規則の規則 7.1.2.2.に限る))				
<u>16</u>	プログラム等の変更前及び変更後のプログラム等の識別番号に関する情報の記録及び管理に係る試験	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	プログラム等変更業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.2.3.に限る))	<u>28.1</u>			
<u>17</u>	プログラム等の変更の対象車両及び当該対象車両の最新の構成とプログラム等の変更の互換性に関する情報の記録及び管理に係る試験	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	プログラム等変更業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.2.4.に限る))	<u>21.8</u>			
<u>18</u>	プログラム等の変更に関する重要情報の記録及び管理に係る試験	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	プログラム等変更業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.2.1.5.に限る))	<u>21.8</u>			
<u>19</u>	プログラム等の保護に係る試験	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	プログラム等変更業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.3.に限る))	<u>28.1</u>			
<u>20</u>	不適切なプログラム等の変更を防止するための適切な措置に係る試験	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	プログラム等変更業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.4.に限る))	<u>10.9</u>			

新					旧
<u>21</u>	<u>電気通信回線を使用する方法によるプログラム等の改変に係る試験</u>	<u>TRIAS 99-R156-02</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.5. に限る))</u>	<u>28.1</u>	

附則 (令和 8 年 6 月 29 日所長通達第 8 号)

この所長通達は、令和 8 年 6 月 30 日から施行する。